

## 台帳記載事項証明書・建築計画概要書等（写）

### 交付事務取扱要領

（令和2年12月21日都市整備局長決裁）

#### （趣旨）

第一条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の建築確認等（以下「建築確認等」という。）にかかる事務を処理するに当たり整備した台帳（以下「台帳」という。）に記載した事項の証明及び法第93条の2の規定により閲覧させなければならない書類の写しの交付に関して必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第二条 この要領において「台帳」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 平成5年6月25日以後に行った建築確認等にかかる事務について、法第12条第8項に規定する台帳として整備した建築確認事務処理カード
- 二 平成5年6月24日以前に行った建築確認等にかかる事務について、事務処理上の台帳として整備した建築確認事務処理カード及び建築物整理台帳
- 三 指定確認検査機関が行った建築確認等にかかる事務について、当該指定確認検査機関の報告に基づき、法第12条第8項に規定する台帳として備えた磁気ファイル形式の「指定確認検査機関データワーク」及び建築基準法令による処分の概要書
- 四 指定確認検査機関が行った建築確認等にかかる事務について、当該指定確認検査機関の報告に基づき、法第12条第8項に規定する台帳として備えた磁気ファイル形式の「建築行政共用データベースシステム」及び建築基準法令による処分の概要書

#### （証明の方法）

第三条 台帳に記載した事項の証明は、建築物にあつては別記第一号様式による台帳（建築物）記載事項証明書を、工作物にあつては別記第二号様式による台帳（工作物）記載事項証明書を、昇降機にあつては別記第三号様式による台帳（昇降機）記載事項証明書を、昇降機以外の建築設備にあつては別記第四号様式による台帳（昇降機以外の建築設備）記載事項証明書（以下これらを総称して「証明書」という。）を交付することにより行う。

#### （写しを交付する書類）

第四条 写しを交付することとする書類は、次の掲げる書類とする。

- 一 建築計画概要書
- 二 築造計画概要書
- 三 定期調査報告概要書
- 四 定期検査報告概要書
- 五 処分等の概要書
- 六 全体計画概要書

#### （申請）

第五条 証明書の交付又は書類の写しの交付を受けようとする者は、市長に対し、別記台帳記載事項証明書兼建築計画概要書等（写）交付申請書（別記第五号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請（以下「申請」という。）は、何人もこれを行うことができる。
- 3 申請書の提出先は、当該申請に係る建築物等の敷地が存する区（敷地等が二以上の区

の区域にわたる場合においては、当該敷地等における面積が最大となる区)の区役所の建設部街並み形成課とする。

(交付)

第六条 市長は、申請があったときは、証明書または書類の写しを交付するものとする。

(費用)

第七条 証明書の交付を受けようとする者は、仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成12年仙台市条例第19号）第11条第2項に規定する手数料を納付しなければならない。

2 書類の写しの作成に要する費用は、申請者の負担とし、その額は、1枚（両面複写の場合は、片面につき1枚として扱うものとする。）につき10円とする。

附 則

1 この要領は、令和3年2月1日から実施する。

2 建築計画概要書（写）交付事務取扱要領（平成19年3月14日都市整備局長決裁）及び台帳記載事項証明書交付事務取扱要領（平成19年3月14日都市整備局長決裁）は、廃止する。